

別 表

事業名	事業区分	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	取組主体	補助率 (補助上限)	重要な変更	
							経費の配分の変更	事業の内容の変更
宮城県外国農業人材 受入体制支援事業	雇用手続支援事業	農業経営体等が外国農業人材を新たに雇用する際に必要となる行政手続等を支援する事業	農業経営体等	知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な以下の経費（※１） ・在留資格認定証明書交付申請等の行政手続に要する経費 ・登録支援機関等への委託料等	事業実施主体と同じ	定額 補助上限：外国農業人材１人あたり100千円（１事業実施主体あたり２人まで） ※1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。	県補助金の増又は ２０％を超える減	１ 事業実施主体の変更 ２ 事業の新設又は廃止 ３ 構造又は能力等の変更 (事業量の２０％を超える増減)
	居住環境等整備支援事業	農業経営体等が外国農業人材の就労及び定着を図るため、寮の改修等、居住環境の整備を行う事業（※２）		知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な以下の経費 ・外国人材向けの寮の改修に必要な経費 ・居住に必要な備品購入費等（※３，４）		１／３以内 補助上限：１事業実施主体あたり1,000千円 ※1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。		

※１ 事業主の都合による離職（解雇等）を伴う不当な人材の入れ替えを目的とした申請は対象外とする。ただし、契約満了や自己都合退職等の正当な理由による離職を除く。

※２ 事業費15万円（税抜）未満のものは対象外。

※３ 汎用性の高い機器及び器具の購入にあっては、既存設備の故障や老朽化に伴う単純更新並びに汎用生活家電の単なる買換えは対象外とし、外国人材の受入れに伴い新たに設置・導入するもの又は著しい性能向上若しくは居住環境の改善に寄与するものに限る。

※４ 中古の機械及び施設等については、取得時点で耐用年数が３年以上であること。